　第４２号議案

　　専決処分の承認を求めることについて

　上記の議案を提出する。

　　令和６年４月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和６年４月１日下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

　　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

　第３６条第２項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

　　ただし、区長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

　付則第２条の５中「、法附則第４条の４第３項」を「法附則第４条の５第３項」に、「および法附則第４条の４第３項」を「ならびに法附則第４条の５第３項」に改め、同条を付則第２条の６とし、同条の前に次の１条を加える。

　（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第２条の５　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第１７条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

２　前項前段の場合において、第１７条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

３　第１項の規定は、令和６年度分の第２３条第１項または第４項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第２４条第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

　付則第３条の６の次に次の４条を加える。

　（令和６年度分の区民税の特別税額控除）

第３条の７　令和６年度分の区民税に限り、法附則第５条の８第４項および第５項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条および付則第３条の９において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第１８条から第２０条の２まで、付則第２条の４第２項、付則第３条の２、付則第３条の３第１項、付則第３条の５の２第１項および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第１９条の２第２項、第３５条の５第１項および前条の規定の適用については、第１９条の２および前条中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項および第５条の８第６項」と、第３５条の５第１項中「課した」とあるのは「付則第３条の７第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、付則第３条の７第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

　（令和６年度分の区民税の納税通知書に関する特例）

第３条の８　令和６年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第２９条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

　⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る都民税の額（法附則第５条の８第１項および第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る都民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第２８条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項および次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

　⑵　特別税額控除額対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第２８条第１項に規定する第２期の納期（以下この項および次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第２８条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）および同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

　⑶　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期および第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。

　⑷　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期および第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

２　令和６年度分の区民税（第１期納期から第３５条第１項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

　（令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）

第３条の９　令和６年度分の区民税に限り、第３５条の２第１項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額および同条第２項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

　⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（付則第３条の７第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第３５条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第５号において同じ。）の合算額（以下この号および第５号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第３項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期および第２期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）ならびに第３５条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項および第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

　⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

　⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額およびその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第１期納期および第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額およびその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

　⑷　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額およびその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第１期納期および第２期納期ならびに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

　⑸　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第１期納期および第２期納期ならびに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第３５条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第３条の９第１項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

３　令和６年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第３５条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第３５条の５第２項の規定により読み替えられた第３５条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４　前項の規定の適用がある場合における第３５条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第３条の９第３項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

５　令和６年度分の区民税につき第３５条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

　（令和７年度分の区民税の特別税額控除）

第３条の１０　令和７年度分の区民税に限り、法附則第５条の１２第３項および第４項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第１８条から第２０条の２まで、付則第２条の４第２項、付則第３条の２、付則第３条の３第１項、付則第３条の５の２第１項および付則第３条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

　付則第４条第２項中「前条」を「付則第３条の６」に改め、同条第３項中「第２０条の２第１項」の次に「、付則第３条の７第１項および前条」を加え、「同項」を「第２０条の２第１項」に、「とあるのは、「」を「とあるのは「」に、「とする」を「と、付則第３条の７第１項中「および前条」とあるのは「、前条および付則第４条第２項」と、前条中「および付則第３条の６」とあるのは「、付則第３条の６および次条第２項」とする」に改める。

　付則第７条第３項に次の１号を加える。

　⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第７条第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第９条第３項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第９条第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１０条第３項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１０条第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１２条第５項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１２条第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１３条第２項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１３条第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１４条第２項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１４条第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１４条の２第２項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１４条の２第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１４条の２第５項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１４条の２第３項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１４条の３第２項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１４条の３第１項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第１４条の３第５項に次の１号を加える。

⑸　付則第３条の７および付則第３条の１０の規定の適用については、付則第３条の７第１項および付則第３条の１０中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第１４条の３第３項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、これを報告し、承認を求める。